

環境安全ニュース

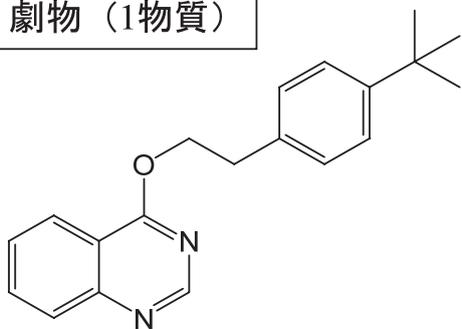
大阪大学環境安全研究管理センター

最近の化学物質関連の法改正について

昨年10月から今年1月の期間に医薬品医療機器等法の指定薬物の改正と毒劇物指定令の改正が行われ、4物質が指定薬物に、3物質が劇物に指定されました（11月施行）。当該物質を保有している場合には適切な管理をお願いします。

また、廃棄物処理法が改正され、廃棄物の処理を依頼する際には、含まれる化管法の第一種指定化学物質の情報（名称及び量または割合）を提供することが指定されました。廃棄物の処理を依頼する場合には十分ご注意ください。

劇物（1物質）



4-[2-(4-*tert*-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン
(別名フェナザキン)及びこれを含有する製剤
ただし、4-[2-(4-*tert*-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン
19.4%以下を含有するものを除く。

新しい劇物（除外された物質）：

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/R71101.pptx>

毒劇物の一覧：

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/DOKUGEKI.pdf>

新しい指定薬物（センターHP）：

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/new-siteivakubutu.pdf>

指定薬物の一覧（センターHP）：

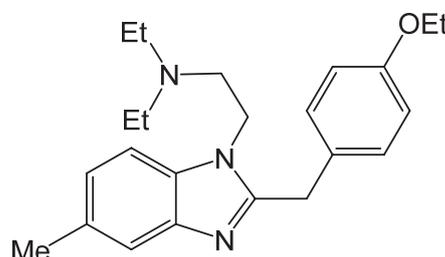
<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/yakuji-siteivakubutu.pdf>

廃棄物処理法改正関連通知（学内専用）：

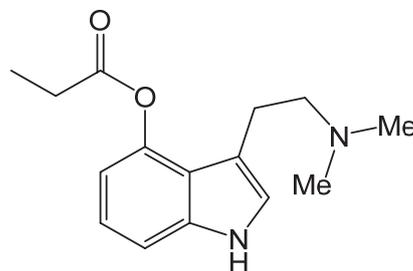
<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/blue/pdf/R7-19>

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/blue/pdf/R7-20>

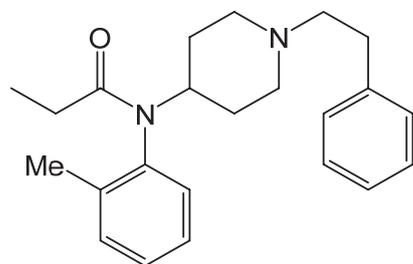
指定薬物（3物質）



2-(4-エトキシベンジル)-1-(2-ジエチルアミノ)エチル-5-メチルベンズイミダゾール及びその塩類
通称名：5-Methyl etodesnitazene、Etomethazene



4-プロパノイルオキシ-N,N-ジメチルトリプタミン及びその塩類
通称名：4-PrO-DMT



N-(2-メチルフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
通称等：ortho-Methylfentanyl、o-Methylfentanyl

OCCSIVの現状について

現在、OCCSには898のグループ、26.3万本の薬品が登録されています。

サーバに登録されている薬品マスタ(データベース)は、メーカーより無償で供給されているもので、現在89.8万件登録されています。サーバに登録されていない薬品マスタは、OCCSよりマスタ申請することが可能です。

薬品マスタに誤りがあった場合には、試薬メーカ

ーに連絡するとともに、環境安全研究管理センターにも連絡ください。

登録が不完全な状態が続くと、システムを用いた集計などに重大な支障をきたします。毒劇物、危険物、PRTR対象物質、大阪府条例対象物質、水質汚濁防止法などの集計・届出に対応するため基本的にすべての化学薬品のOCCSシステムへの登録にご協力をお願いします。

表. 部局別薬品登録状況

2026.1.7 現在

部局名	グループ		登録数				
	ID	数	指定薬物*	特定毒物**	毒物**	劇物**	総薬品
人間科学研究科	A	4	0	0	8	65	763
医学系研究科	B	112	1	0	566	4,460	20,411
医学系研究科保健学専攻	BY,BZ	33	0	0	33	255	1,664
医学部附属病院	C	63	28	0	12	594	1,966
歯学研究科(含附属病院)	D	23	0	0	76	735	3,550
薬学研究科	E	35	19	0	415	2,921	26,715
工学研究科	F	205	30	0	1,014	9,174	75,539
情報科学研究科	G	7	0	0	19	146	1,404
生命機能研究科	H,W	31	0	0	75	703	4,322
微生物病研究所	J	48	0	0	176	1,306	8,154
産業科学研究所	K	49	12	0	289	2,583	22,610
蛋白質研究所	L	22	0	0	185	961	8,557
接合科学研究所	M	16	0	0	22	243	1,088
レーザー科学研究所	NA,ND	12	0	0	18	234	1,451
超高压電子顕微鏡センター	UHV	1	0	0	5	32	195
放射線科学基盤機構(含RIセンター)	NC,UB	5	0	0	19	239	1,283
環境安全研究管理センター	NE	1	1	0	16	235	1,824
生物工学国際交流センター	NF	3	0	0	12	202	2,115
旧先端科学イノベーションセンター	NG,NH,VBL	9	0	0	8	100	274
核物理研究センター	NK	5	0	0	8	38	392
安全衛生管理部	NL,AZN	2	0	0	0	2	35
免疫学フロンティア研究センター	NN,NO,NP	17	0	7	58	425	2,931
先導的学際研究機構	NQA,FXM,TTA	3	0	0	1	143	901
コアフェシリティ機構低温科学支援部門	NZ,UZ	7	0	0	0	0	35
ヒューマン・メタボース疾患研究拠点(PRIME)	NR	5	0	0	3	21	158
感染症総合教育研究拠点(CiDER)	TBB,PC	1	0	0	4	57	339
連合小児発達学研究科	PA	2	0	0	6	73	463
キャンパスライフ健康支援・相談センター	PB	1	0	0	0	0	0
産学共創本部	T	26	0	0	17	262	3,461
コアフェシリティ機構工作支援部門	UA,NM	6	0	0	17	95	442
総合学術博物館	UE, ZNH	2	0	0	0	9	126
インターナショナルカレッジ	UG	1	0	0	1	86	378
量子情報・量子生命研究センター(QIQB)	UJ, YHH	3	0	0	0	22	4
COデザインセンター	UK	1	0	0	0	0	0
医学系研究科(豊中)	V	3	0	0	3	76	221
高等共創研究院	YKS,JCD	2	0	0	11	25	140
基礎工学研究科	Y,UCA,UCC,UD	62	15	0	372	4,200	31,517
理学研究科	Z,UCB	70	8	0	598	5,238	37,879
大阪大学 合計		898	114	7	4,067	35,960	263,307

* 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧名称:薬事法)

** 毒物及び劇物取締法

令和7年度第1回作業環境測定結果の報告について

令和7年度第1回目の特化則・有機則に係る作業環境測定が令和7年5月7日～8月20日に行われました。(測定作業場数:618 作業場、測定をケイエス分析センター(株)に依頼) その結果、すべての作業場について第1管理区分と評価されました。本結果については各事業場安全衛生委員会ならびに部局長を通じて報告を行ないました。なお、令和7年度第2回(後期)の測定は10月より現在進行中です。

【最近の重要な法改正】

平成21年度からホルムアルデヒドが測定対象となり、管理濃度も0.1 ppmとかなり低いため、病院関連施設などの使用頻度の高い作業場が第2,3管理区分に該当する例が見受けられます。

平成27年8月に労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の一部が改正され、11物質が特定化学物質第2類物質に定められました。このうち10物質は有機溶剤中毒予防規則で定められていた物質で、発がん性を考慮し、より厳しい規則が適用されることになりました。

- ① 下記の有機溶剤が特定化学物質に移行
- ・クロロホルム ・1,2-ジクロロエタン
 - ・ジクロロメタン ・トリクロロエチレン
 - ・四塩化炭素 ・メチルイソブチルケトン
 - ・スチレン ・1,1,2,2-テトラクロロエタン
 - ・1,4-ジオキサン ・テトラクロロエチレン
- ② ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP、ジクロロボス) を新しく追加

平成28年度には、オルトトルイジンが、平成29年度には、三酸化アンチモンが特定化学物質第2類物質に指定されました。令和3年度には、塩基性酸化マンガンと溶接ヒュームが特定化学物質第2類物質に指定されました。

これらの物質の多くは、特別管理物質であり、作業記録や作業環境測定結果の30年保存が必要です。OCCSでは重量管理に設定されており、作業記録を保存することができるようになっています。研究室内もしくは学生実験等において、特別管理物質へのばく露の可能性のある作業では、適切な対応(保護具着用、局所排気装置内での取扱いなど)の周知・徹底をよろしく願います。

令和4年度に労働安全衛生法に基づく関係政

省令が改正され、化学物質管理については、法令による管理から自律的な管理へと変更されました。本学でも「大阪大学化学物質等管理規程」及び「大阪大学化学物質管理実施要項」が令和6年4月1日付けで制定されました。研究室においては、化学物質を別容器等で保管する場合の措置、リスクアセスメントの実施及びその記録の保存が必要です。本学提供の化学物質リスクアセスメントチェックシート等をご活用ください。

https://my.osaka-u.ac.jp/admin/safety_hygiene/medicine (安全衛生管理部の学内専用HP)

【令和8年度の作業環境測定】

令和8年については、各研究室の担当者にご協力を仰ぎ、令和7年12月に調査を行いました(表1)。使用薬品、使用場所の調査データをもとに、高頻度使用薬品の抽出、測定項目決定を行いました。この結果をもとに、測定業者の入札を実施予定です。近年は平成27年度の法改正前に比べて特化則物質の測定数が大幅に増加しています。

令和8年度は、5～10月(前期)と11～2月(後期)に測定を実施する予定です。測定時は、模擬実験等を行い、極力通常の作業状態の再現するようお願いします。なお、各部屋の測定箇所、測定数値などの詳細なデータは、環境安全研究管理センターおよび安全衛生管理部で保管していますので、閲覧希望の方はお申し出ください。

表1.令和8年度作業環境測定部屋・物質数

	令和8年度	令和7年度	(参) H26年度
予定部屋数	653	653	611
特化則第1類	4	4	4
特化則第2類	1,055	988	598
有機則第1種	1	1	383
有機則第2種	1,557	1,465	2,058
総計	2,617	2,458	3,043

特定化学物質&有機溶剤の一覧と管理濃度:

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/sagyoukannkyou.pdf>

特別管理物質について(安全衛生管理部HP)

<http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/enzen/gakunai/medicine/medicine.html>

最近の排水水質分析結果について

吹田キャンパスでは自治体の立入検査が9月と11月に実施されました。特に基準値を超える項目は有りませんでした。また大学が実施している月1回の自主検査ではホウ素及びその化合物（基準値 ≤ 10 mg/L）が9月に0.5 mg/L、生物化学的酸素要求量（基準値 ≤ 600 mg/L）が10月に340 mg/Lとn-ヘキサン抽出物質（動植物油）（基準値 ≤ 30 mg/L）が10月に17 mg/L 検出されました。

豊中キャンパスの理学・基礎工系では自治体の立入検査が8月と11月に実施され、特に基準値を超える項目は有りませんでした。11月の立入検査で理・基礎工側の排水でシアン化合物（基準値 ≤ 1 mg/L）が通常は検出されても0.02 mg/L ところ、速報値で0.15 mg/L 検出され、自治体より注意を受けました。

大学が毎月実施している自主検査では有害物質のホウ素及びその化合物（基準値 ≤ 10 mg/L）が9月に0.4 mg/L 検出され、生活環境項目の生物化学的酸素要求量（基準値 ≤ 600 mg/L）が8月に490 mg/L、n-ヘキサン抽出物質（動植物油）（基準値 ≤ 30 mg/L）が10月に18 mg/L、11月に21 mg/L と各々高い値が検出されています。

また全学教育系において自治体の立入検査で有害物質のジクロロメタン（基準値 ≤ 0.2 mg/L）が8月に0.003 mg/L 検出され、自主検査ではホウ素及びその化合物（基準値 ≤ 10 mg/L）が9月に0.5 mg/L 検出され、生活環境項目では生物化学的酸素要求量（基準値 ≤ 600 mg/L）が8月に580 mg/L、10月は520 mg/L 検出され、浮遊物質量（基準値 ≤ 600 mg/L）が8月に300 mg/L、またn-ヘキサン抽出物質（動植物油）（基準値 ≤ 30 mg/L）は8月に基準値を超えて48 mg/L が検出され、11月に21 mg/L 検出されました。

今年度、豊中キャンパス（理・基礎工系）で自治体の立入検査で5月に亜鉛及びその化合物、11月にシアン化合物が普段より多く検出されたため、自治体から注意を受けています。例えば、薬品が流し台に流れた場合などには水で流すのではなく、流し台の排水トラップ内まで、回収を行っていただき、有害物質の流出防止をお願いするとともに、引き続き各構成員に「薬品の流出事故等発生時の連絡体制表」

及び学内ルールを厳守していただく様にご指導願います。

また各キャンパスで生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、n-ヘキサン抽出物質（動植物油）などの値が高い時が有りますので十分に注意していただく様にご指導をお願いします。

表. 8~11月の吹田・豊中キャンパス排水検査結果(抜粋)

項目	基準値	自治体立入検査			自主検査			
		8月	9月	11月	8月	9月	10月	11月
吹田キャンパス	シアン化合物	≤ 1	0.1	0.1	検出せず	<0.05	<0.05	<0.05
	ジクロロメタン	≤ 0.2	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ホウ素及びその化合物	≤ 10	-	-	<0.1	0.5	<0.1	<0.1
	生物化学的酸素要求量	≤ 600	-	-	140	200	340	170
	浮遊物質量	≤ 600	-	-	86	120	25	150
	n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	≤ 30	-	-	5	9	17	7
豊中キャンパス（理・基礎工系）	シアン化合物	≤ 1	0.02	0.15 (速報値)	検出せず	検出せず	検出せず	<0.05
	ジクロロメタン	≤ 0.2	検出せず		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ホウ素及びその化合物	≤ 10	0.02		0.2	0.4	<0.1	<0.1
	生物化学的酸素要求量	≤ 600	160		490	150	220	230
	浮遊物質量	≤ 600	88		230	91	160	22
	n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	≤ 30	6.3		12	2	18	21
豊中キャンパス（全学教育系）	シアン化合物	≤ 1	検出せず		検出せず	検出せず	検出せず	<0.05
	ジクロロメタン	≤ 0.2	0.003		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ホウ素及びその化合物	≤ 10	0.03		0.2	0.5	<0.1	<0.1
	生物化学的酸素要求量	≤ 600	120		580	79	520	260
	浮遊物質量	≤ 600	98		300	41	240	210
	n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	≤ 30	8		48	1	<1	21

-  : 検査未実施
-  : 検査値未報告
-  : 普段より多く検出された値
-  : 基準値の1/2以上の値
-  : 基準値を超えている値

連絡先 大阪大学環境安全研究管理センター
 森 直・芝田育也・角井伸次・王 哲
 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-4
 Tel : 06-6879-8974 Fax : 06-6879-8978
 E-mail : hozen@epc.osaka-u.ac.jp